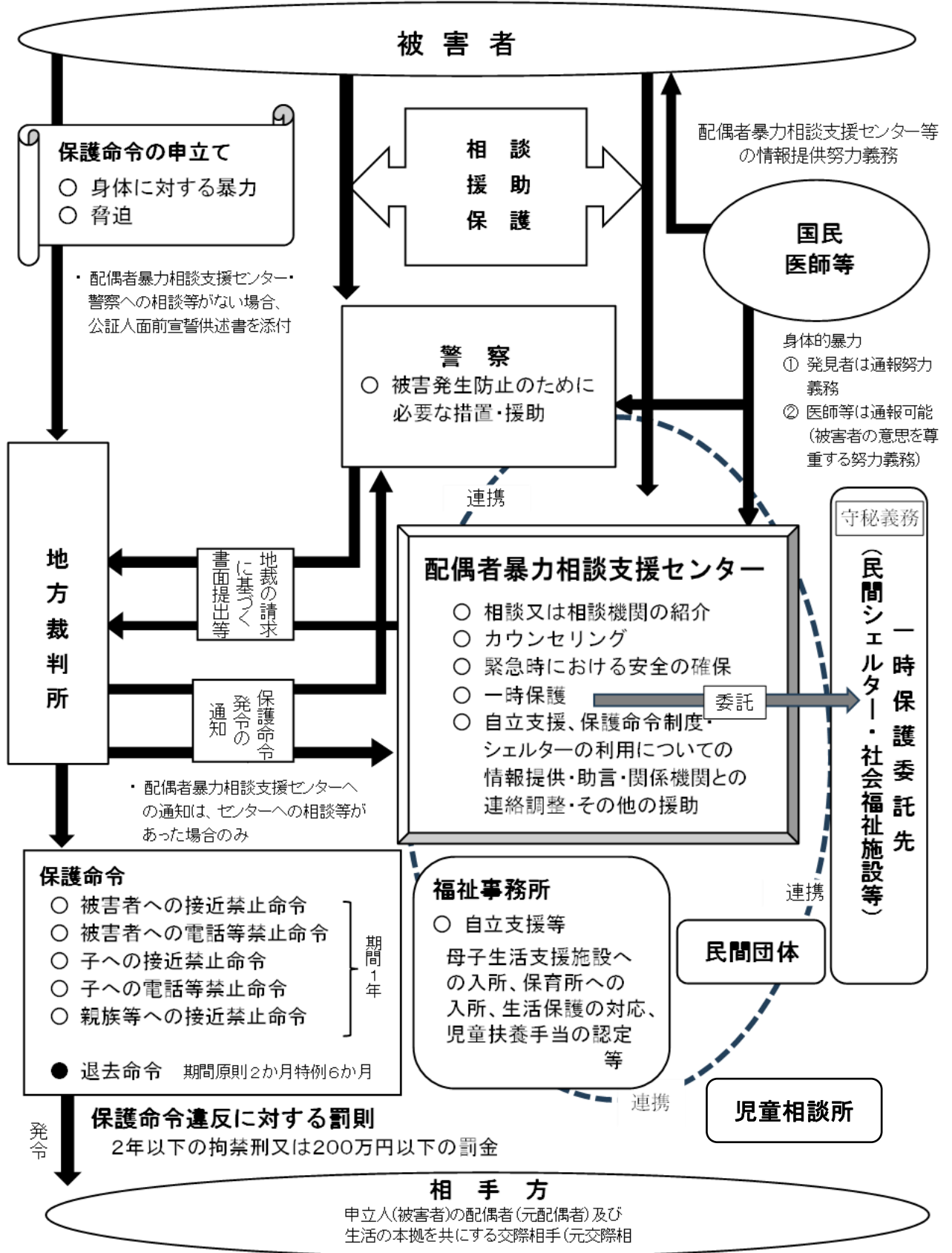


【 資 料 編 】

- 1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」
のしくみ 1
- 2 島根県におけるDV対策の取組の経緯..... 2
- 3 島根県のDV及び性犯罪・性暴力に関する相談窓口一覧..... 4
- 4 島根県困難女性及びDV被害者等支援ネットワーク会議
(代表者会議) 設置要領..... 7
- 5 島根県DV対策基本計画検討ワーキンググループ設置要領... 8

空白ページ

1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」のしくみ



2 島根県におけるDV対策の取組の経緯

年度	島根県的主要な動き	法律関係等
2001年 (平成13年)	<ul style="list-style-type: none"> ○女性相談センター(大田市)を配偶者暴力相談支援センター(以下、「DVセンター」という。)と位置づけ ○健康福祉センター等の女性相談員を女性相談センターとの兼務とし、健康福祉センター等(6カ所)にもDVセンターの機能を付与 	<ul style="list-style-type: none"> ○「DV防止法」制定・一部施行 ・保護命令制度の創設 ・DVセンターによる相談・一時保護
2002年 (平成14年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」を全県(1カ所)及び各圏域(7カ所)に設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○「DV防止法」全部施行
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ○第1次改正「DV防止法」施行 ・暴力の定義の拡充(精神的暴力、性的暴力も含む) ・保護命令制度の拡充 ・県基本計画策定の義務化 ○改正「児童虐待防止法」一部施行 ・子の面前でのDVは児童虐待にあたることが明確化
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「島根県DV対策基本計画」策定 ○「島根県DV対策推進会議」設置 ○DV対策所管を環境生活部から健康福祉部に移管 ○健康福祉センター等から各児童相談所(室)(5カ所)に ○女性相談窓口を移管 ○ステップハウス提供事業を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○改正「児童虐待防止法」全部施行
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> ○女性相談センター(DVセンター)を松江市に、女性相談センター西部分室を大田市に設置(中央児童相談所の女性相談窓口は廃止) 	
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「島根県DV対策基本計画(第1次改定)」策定 	
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者からの暴力被害者自立支援金貸付規則」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次改正「DV防止法」施行 ・市町村の役割強化(基本計画の策定等) ・保護命令制度の拡充
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「島根県DV対策基本計画(第2次改定)」策定 ・基本目標ごとに数値目標を設定 ・重点目標として新たに「若年層への予防啓発」を追加 	
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者暴力被害者緊急避難支援事業、民間シェルター・社会福祉施設等への一時保護委託を開始 ○女性相談センターに「性暴力被害者支援センターたんぼぼ」を開設し、性暴力被害に特化した相談専用電話を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○第3次改正「DV防止法」施行 ・生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者も法の適用対象とされた ・法律名を「配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律」に変更
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「島根県DV対策基本計画(第3次改定)」策定 ・男性被害者及び性暴力被害者への支援の充実 ・市町村の相談体制充実への支援 	

年度	島根県の主な動き	法律関係等
2020年 (令和2年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」施行 ・DV対応と児童虐待対応の連携強化 ○第4次改正「DV防止法」施行 ・相互に連携・協力すべき機関として、児童相談所が法文上明確化 ○改正「児童虐待防止法」施行 ・DV相談センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることが明確化
2021年 (令和3年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「島根県DV対策基本計画（第4次改定）」策定 ・学校や職場、地域等における予防教育・普及啓発の強化・充実 ・DV対応機関と児童虐待対応機関の連携強化 	
2023年 (令和5年)		<ul style="list-style-type: none"> ○改正「刑法」施行 ・不同意性交等罪等が配偶者やパートナー間でも成立することが明確化 ○「DV施策に関する基本方針」 ・同性カップル間の暴力や男性、外国人、障がい者などの被害者に言及
2024年 (令和6年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「島根県困難女性支援基本計画」策定 ○「島根県困難女性及びDV被害者支援ネットワーク会議」（代表者会議・実務者会議）を設置（これに伴い「島根県DV対策推進会議」「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」（全県）を廃止） ○「島根県困難な問題を抱える女性等支援圏域別ネットワーク会議」（実務者会議・個別ケース検討会議）を各圏域（7カ所）に設置（これに伴い「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」（各圏域（7カ所））を廃止） 	<ul style="list-style-type: none"> ○第5次改正「DV防止法」施行 ・保護命令制度の拡充 ・都道府県基本計画における被害者への自立支援施策、国、地方公共団体及び民間団体との連携等の記載 ・法定協議会の設置 ○「困難女性支援法」施行 ・「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」 ・困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに寄り添い、切れ目のない包括的な支援を実施
2025年 (令和7年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「男性・男児のための性暴力被害者相談窓口」を開設し、相談専用電話を設置（受託者：公益財団法人島根被害者サポートセンター） 	<ul style="list-style-type: none"> ○第6次改正「DV防止法」施行 ・保護命令制度の拡充
2026年 (令和8年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「島根県DV対策基本計画（第5次改定）」策定 ・国、県、市町村及び民間団体で構成する法定協議会を設置し計画の推進及び進捗管理を実施 ・若年層への予防教育として「生命（いのち）の安全教育」を推進 	

3 島根県のDV及び性犯罪・性暴力に関する相談窓口一覧

(1) DVの相談窓口

➤ 県の相談窓口

機関名	電話番号	受付時間
○配偶者暴力支援センター		月～金/8:30～17:00 (祝日・休日・年末年始を除く)
島根県女性相談センター(松江) (松江市北田町 48-1)	0852-25-8071 または #8008	
島根県女性相談センター西部分室 (大田市大田町イ 236-4)	0854-84-5661	
○各地域の相談窓口		
出雲児童相談所 (出雲市小山町 70)	0853-21-8789	※女性相談センター(松江)のみ 土・日/8:30～12:00 13:00～17:00 (祝日・休日・年末年始を除く)
浜田児童相談所 (浜田市上府町イ 2591)	0855-28-3434	
益田児童相談所 (益田市高津町 4-7-47)	0856-31-1886	
中央児童相談所隠岐相談室 (隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24)	08512-2-9810	

➤ 警察の相談窓口(24 時間対応、夜間・土・日・祝日・休日・年末年始は当直員が対応)

島根県警察相談センター #9110(0852-31-9110)

★各警察署(生活安全課)

松江警察署	0852-28-0110	江津警察署	0855-52-0110
安来警察署	0854-22-0110	浜田警察署	0855-22-0110
出雲警察署	0853-24-0110	益田警察署	0856-22-0110
雲南警察署	0854-45-0110	津和野警察署	0856-72-0110
大田警察署	0854-82-0110	隠岐の島警察署	08512-2-0110
川本警察署	0855-72-0110	浦郷警察署	08514-6-0121

➤ 市町村の相談窓口

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
松江市	家庭相談課	0852-55-5210	飯南町	保健福祉課	0854-72-1770
	男女共同参画センター	0852-25-2602	川本町	健康福祉課	0855-72-0633
浜田市	子ども・子育て支援課	0855-25-9331	美郷町	健康福祉課	0855-75-1931
出雲市	市民活動支援課	0853-22-2085	邑南町	町民課	0855-95-1114
益田市	子ども家庭支援課	0856-31-1977	津和野町	健康福祉課	0856-72-0657
大田市	こども家庭支援課	0854-83-8147	吉賀町	保健福祉課	0856-77-1165
安来市	子ども未来課	0854-23-3222	海士町	健康福祉課	08514-2-1823
江津市	子育て支援課	0855-52-7487	西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0104
雲南市	男女共同参画センター	0854-42-3838	知夫村	村民福祉課	08514-8-2211
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541	隠岐の島町	保健福祉課	08512-2-8577

➤ 犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人 島根被害者サポートセンター

相談電話 0120-556-491 (通話無料)

月～金曜日 10:00～16:00 (但し、祝日・休日・8/13～15・年末年始を除く)

メール相談アドレス https://www.shimane-vsc.or.jp/_form/consultation

(2)性犯罪・性暴力に関する相談窓口

➤ 性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口

連絡先	電話番号	受付時間	備考
性暴力被害者支援センターたんぽぽ (島根県女性相談センター内)	0852-25-3010 または #8891	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・休日・ 年末年始を除く)	左記時間外、土・日、祝日・休 日、年末年始はコールセンター にて相談受け付け
しまね性暴力被害者支援センター さひめ	0852-28-0899	火・木・土曜日 17:30～21:30 (年末年始を除く)	メール相談アドレス sahime@onnanokonotameno- er.com
男性・男児の性暴力被害者 のための相談専用ダイヤル (島根県被害者サポートセンター内)	090-8862-1735	火・金曜日 10:00～16:00 (祝日・休日・8/13～15・ 年末年始を除く)	

- 警察の相談窓口(24 時間対応、夜間・土・日・祝日・休日・年末年始は当直員が対応)

性犯罪110番 #8103(0120-110-267)

- 犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人 島根被害者サポートセンター

相談電話 0120-556-491(通話無料)

月～金曜日 10:00～16:00 (但し、祝日・休日・8/13～15・年末年始を除く)

メール相談アドレス https://www.shimane-vsc.or.jp/_form/consultation

※ 相談窓口は令和8年3月現在の情報であり、今後変更の可能性があります。

4 島根県困難女性及びDV被害者等支援ネットワーク会議（代表者会議） 設置要領

（設置目的）

第1条 「島根県困難女性及びDV被害者等支援ネットワーク会議設置要綱」の規定に基づき、
困難女性支援計画及びDV計画の策定や進行管理、困難な問題を抱える女性への支援に関する県全体の仕組みの確認、関係機関の相互連携の強化、施策の方向性の検討等を行うため、島根県困難女性及びDV被害者等支援ネットワーク会議（代表者会議）（以下、「代表者会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 代表者会議は別表に掲げる者をもって構成する。
2 代表者会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

（委嘱期間）

第3条 委員の任期は、原則2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は会務を総理し、代表者会議を代表する。
2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 代表者会議は、青少年家庭課長が招集する。
2 代表者会議は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（事務局）

第6条 代表者会議の事務局は、青少年家庭課に置き庶務を行う。

（守秘義務）

第7条 委員は代表者会議において知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（補則）

第8条 この要領に定めるもののほか、代表者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が代表者会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和6年12月19日から施行する。

5 島根県DV対策基本計画検討ワーキンググループ設置要領

(趣旨)

第1条 島根県困難女性及びDV被害者等支援ネットワーク会議設置要綱第4条の規定に基づき、代表者会議においてDV計画の策定を行うとしていることから、代表者会議の下に「島根県DV対策基本計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）」を設置して計画の原案に係る検討等を行う。

(構成)

第2条 ワーキンググループの構成員は代表者会議の委員のうち、DV対策に深く関わりのある委員から青少年家庭課長が選定することとする。なお、構成員は10名以内とする。

(組織)

第3条 ワーキンググループにグループ長及び副グループ長を置く。

2 グループ長及び副グループ長は、ワーキンググループ員の互選により選出する。

3 グループ長は、ワーキンググループの会務を総理し、ワーキンググループを代表する。

4 副グループ長は、グループ長を補佐し、グループ長に事故があるときは、その職を代理する。

(任期)

第4条 グループ員の任期は令和8年3月31日までとする。

2 ワーキンググループ員に欠員が生じた場合における補欠ワーキンググループ員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 ワーキンググループは、青少年家庭課長が招集する。

(守秘義務)

第6条 ワーキンググループ員は、ワーキンググループにおいて知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 ワーキンググループの事務局は、青少年家庭課に置き庶務を行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営について必要な事項は、グループ長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月13日から施行する。

島根県DV対策基本計画検討ワーキンググループ 構成委員

氏名	所属・団体等	備考
桐山 香代子	島根県弁護士会	
野坂 啓介	島根県医師会	
片岡 佳美	島根大学法文学部教授	グループ長
高見 友理	島根大学人間科学部准教授	
石出 高士	島根県社会福祉協議会	副グループ長
宍倉 翠	しまね性暴力被害者支援センター さひめ	
内田 愛	母子生活支援施設 島根東光学園	
宗條 峰子	出雲市市民文化部市民活動支援課	
椿 陽子	島根県女性相談センター	

誰もが、誰かの、 たからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい
それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない
互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる
そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、
自分のサイズで、一生涯命生きる人を応援してくれる
未来への原動力

人が人のたからもの
誰もが誰かの応援団

いいけん、 島根県

